

赤塚税務会計事務所通信

インボイス

～気になる点あれこれ～

インボイス(適格請求書)制度開始がせまってきました。そこで今回は仕入税額控除(消費税上の経費)を受けるために、気になる細かな点についていくつかご紹介します。場合によっては今までの書類の形式や経理処理方法を変更する必要がありますので、ぜひご確認ください。

売上代金から差し引かれる振込手数料相当額

代金の支払いについて、当事者合意の下で、売手が振込手数料を負担する(買手が代金を振り込む際、振込手数料を差し引いて振り込む)場合があります。

インボイス制度開始前の売手側の処理としては、①売上値引とする、または②支払手数料又は雑費として経費処理することが一般的でした。

インボイス開始後には、原則的に①売上値引とする場合には、売手から買手に対して適格返還請求書を交付する、②支払手数料又は雑費とする場合には、買手から売手に対して適格請求書を交付することになります。

ただし、実務上の便宜をはかる観点から、①売上値引とする場合に、振込手数料相当額が1万円未満の場合には、適格返還請求書の交付義務が免除されます。

このような理由から、令和5年10月以降の振込手数料相当額については、売上値引として処理することが妥当だと思われます。

立替金

A社の仕入や経費の支払いをB社に立替払いしてもらいC社に支払った場合、通常C社が発行する適格請求書はB社宛てに作成されます。このB社宛ての適格請求書をA社が保存しているだけでは、A社は仕入税額控除を受けられません。A社が仕入税額控除を受ける(消費税上の経費とする)ためには、C社が発行した適格請求書のほかに、B社がA社宛てに発行した立替金精算書が必要になります。

家賃

家賃については、確認すべきことがいくつかあります。まず、土地や社宅用の住宅などについては、消費税は非課税となりますので、インボイスの問題はありません。

つぎに、事務所・工場・駐車場など消費税が課税されている場合には、賃貸人(大家さん)が登録課税事業者になっているかを確認する必要があります。

裏面に続きます～

賃貸人が登録課税事業者になる予定がない場合には、今後賃料をどうしていくかも検討する必要があります。

最後に、適格請求書についてです。家賃については、契約時に賃貸借契約書を作成し、その後は毎月の請求書を発行していない場合がほとんどだと思います。

インボイス制度に対応するためには、既存の契約書では足りない部分(賃貸人の登録番号、適用税率、消費税額など)について、賃貸人から覚書や通知書のような形で通知を受け、既存の賃貸契約書とともに保存しておく必要があります。

仕入明細書

インボイス制度においても、仕入先等が発行した適格請求書に代えて、買手側が作成した仕入明細書(相手方の確認を受けたものに限ります。)をインボイスとすることができます。

この場合の必要記載事項は次のとおりです。

- ① 仕入明細書の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容(課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

適格請求書の保存がなく、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるものの内、主要なものは次の通りです。

- ・適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- ・古物営業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの古物(古物営業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。)の購入
- ・宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物(宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります。)の購入
- ・適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ・従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)

一定規模以下の事業者に対する軽減措置

基準期間(通常は2期前)における課税売上高が1億円以下又は特定期間(通常は前期上半期)における課税売上高が5千万円以下である事業者については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの取引のうち、1万円未満のものについては、帳簿のみの保存により(適格請求書なしで)仕入税額控除を受けることができます。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803

FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします!